

# 後期高齢者医療制度の沿革

年度	平成20年度										
主要事項	<p>後期高齢者医療制度施行（20年4月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営主体は後期高齢者医療広域連合</li> <li>・被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者</li> <li>・財源構成は、保険料10%、後期高齢者支援金約40%、公費約50%（公費については、国：都道府県：市町村＝4：1：1）</li> </ul> <p>○低所得者に対する保険料軽減の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割の軽減：7割軽減を受ける者について、8.5割軽減とする。</li> <li>・所得割の軽減：所得割を負担する者のうち、所得の低い者（具体的には、年金収入153万円から211万円までの被保険者）について、所得割を5割軽減する措置を講じる。</li> </ul> <p>○新たに保険料を負担する被用者保険の被扶養者の保険料負担を凍結（20年4月～9月）及び9割軽減（20年10月～21年3月）</p>										
患者一部負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1割負担（現役並み所得者は3割負担） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現役並み所得者（平成20年4月～）</li> <li>課税所得145万円以上（月収28万円以上）及び高齢者複数世帯520万円以上もしくは高齢者単身世帯383万円以上の収入がある者</li> </ul> </li> <li>・入院時生活療養費の生活療養標準負担額 <ul style="list-style-type: none"> <li>健保・国保と同様だが、老齢福祉年金受給者については1食につき100円が必要</li> </ul> </li> <li>・高額療養費制度及び高額医療・高額介護合算療養費制度における負担限度額</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">高額療養費制度の自己負担限度額（月額）</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額 （8月1日から翌年7月31日までの年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">外来 （個人ごと）</td> <td>                     [現役並み所得者] 44,400円                      [一般] 12,000円                      [低所得Ⅱ・Ⅰ（市町村民税非課税）] 8,000円                 </td> <td>                     [現役並み所得者] 670,000円（890,000円）                      [一般] 560,000円（750,000円）                      [低所得Ⅱ（市町村民税非課税等）] 310,000円（410,000円）                      [低所得Ⅰ（市町村民税非課税（所得が一定基準以下）等）] 190,000円（250,000円）                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入院 （個人ごと） ・ 世帯 （世帯合算）</td> <td>                     ※入院は個人ごと・同一医療機関ごとに現物給付                      [現役並み所得者] 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当は44,400円）                      [一般] 44,400円                      [低所得Ⅱ（市町村民税非課税等）] 24,600円                      [低所得Ⅰ（市町村民税非課税（所得が一定基準以下）等）] 15,000円                 </td> <td>                     ※（ ）内は初年度（平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16ヶ月間）の自己負担限度額                 </td> </tr> </tbody> </table>			高額療養費制度の自己負担限度額（月額）	高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額 （8月1日から翌年7月31日までの年額）	外来 （個人ごと）	[現役並み所得者] 44,400円 [一般] 12,000円 [低所得Ⅱ・Ⅰ（市町村民税非課税）] 8,000円	[現役並み所得者] 670,000円（890,000円） [一般] 560,000円（750,000円） [低所得Ⅱ（市町村民税非課税等）] 310,000円（410,000円） [低所得Ⅰ（市町村民税非課税（所得が一定基準以下）等）] 190,000円（250,000円）	入院 （個人ごと） ・ 世帯 （世帯合算）	※入院は個人ごと・同一医療機関ごとに現物給付 [現役並み所得者] 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当は44,400円） [一般] 44,400円 [低所得Ⅱ（市町村民税非課税等）] 24,600円 [低所得Ⅰ（市町村民税非課税（所得が一定基準以下）等）] 15,000円	※（ ）内は初年度（平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16ヶ月間）の自己負担限度額
	高額療養費制度の自己負担限度額（月額）	高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額 （8月1日から翌年7月31日までの年額）									
外来 （個人ごと）	[現役並み所得者] 44,400円 [一般] 12,000円 [低所得Ⅱ・Ⅰ（市町村民税非課税）] 8,000円	[現役並み所得者] 670,000円（890,000円） [一般] 560,000円（750,000円） [低所得Ⅱ（市町村民税非課税等）] 310,000円（410,000円） [低所得Ⅰ（市町村民税非課税（所得が一定基準以下）等）] 190,000円（250,000円）									
入院 （個人ごと） ・ 世帯 （世帯合算）	※入院は個人ごと・同一医療機関ごとに現物給付 [現役並み所得者] 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当は44,400円） [一般] 44,400円 [低所得Ⅱ（市町村民税非課税等）] 24,600円 [低所得Ⅰ（市町村民税非課税（所得が一定基準以下）等）] 15,000円	※（ ）内は初年度（平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16ヶ月間）の自己負担限度額									

年 度	平成 2 1 年度
主要 事項	<p>○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7割軽減を受ける者のうち、被保険者全員が年金収入で80万円以下（その他各種所得がない）である世帯に属するものについて、9割軽減とする特例措置を平成21年度から追加。</li> </ul> <p>○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続</p> <p>○年金からの保険料の支払いに係る改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として全ての方について、平成21年4月から、口座振替と年金からの支払いとの選択により、保険料を納付できるようにした。</li> </ul> <p>○70～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続</p>
患 者 一 部 負 担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成20年度と同じ</li> </ul>
備 考	<p>○見直しに関する議論のとりまとめについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年3月17日高齢者医療制度に関する検討会 「高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方」</li> <li>・ 平成21年4月3日与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム 「高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方」</li> </ul>

年度	平成22年度
主要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の医療の確保に関する法律改正（平成22年5月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者保険等保険者について、後期高齢者支援金の1/3を総報酬割で算定する。</li> <li>・財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用できるようにする。</li> <li>・被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置を延長する。</li> </ul> </li> <li>○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続</li> <li>○被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続</li> <li>○70歳～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続</li> </ul>
患者一部負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度と同じ</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「高齢者のための新たな医療制度について（最終とりまとめ）」 （平成22年12月20日高齢者医療制度改革会議）</li> </ul>

年度	平成23年度
主要事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○低所得者に対する保険料の軽減措置の継続</li><li>○被用者保険の被扶養者の保険料軽減措置の継続</li><li>○70～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続</li></ul>
患者一部負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成22年度と同じ</li></ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>○「社会保障・税一体改革成案」 (平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)</li></ul>

年 度	平成24年度
主要 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低所得者に対する保険料の軽減措置の継続</li> <li>○被用者保険の被扶養者の保険料軽減措置の継続</li> <li>○70～74歳の患者負担の見直しの凍結の継続</li> </ul>
患 者 一 部 負 担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度と同じ</li> </ul>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保障制度改革推進法（平成24年8月10日成立） 社会保障制度改革国民会議の設置</li> </ul>